

東吾妻町耐震改修促進計画（概要版） 2022-2026

第1章 計画策定の背景と目的

□ 計画策定の背景

耐震改修促進法の強化	東吾妻町の耐震化の現状
平成31（2019）年1月に「耐震改修促進法」施行令が改正されました。	<ul style="list-style-type: none">・ 木造住宅の耐震化率 55.5%（5年間で+2.1%）・ 公共建築物の耐震化率 83.2%（5年間で+9.7%） のため、耐震化の促進に向けて一層の施策を講じる必要があります。

□ 計画策定の目的

本計画策定の目的
本計画は、地震による建築物の倒壊等の被害から町民の命と財産を守るため、建築物の耐震改修を促進し、地震に対する安全性を高めることを目的とします。

第2章 計画の期間と対象建築物

□ 計画期間

本計画の計画期間
<ul style="list-style-type: none">・ 令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間とします。・ 社会情勢の変化や事業進捗状況等を勘案し、定期的に計画内容を検証し、必要に応じ、適宜、目標や計画内容を見直します。

□ 対象建築物

本計画の対象建築物
本計画の対象建築物は、住宅・特定建築物・町有建築物のうち、耐震性能を有しない建築物とします。

第3章 住宅・建築物の耐震化の目標

□ 既存建築物の耐震化の状況

項目	平成29（2017）年1月	令和4（2022）年1月※現況
耐震化率	53.4%	55.5%
住宅棟数	7,966棟	7,804棟
耐震性有り	4,260棟	4,337棟
耐震性無し	3,706棟	3,467棟

- ・ 本町における住宅の棟数は、7,804棟（令和4（2022）年1月現在）で地区別では、原町地区の1,379棟が最も多く、奥田地区の81棟が最も少なくなっています。
- ・ 特定建築物の耐震化率の推計は、71.2%、公共建築物の耐震化率の推計は、83.2%です。

□ 耐震化の目標設定指針

国	群馬県
国が定める住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率は、令和7（2025）年度までに95%が目標	群馬県が定める住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率は、国の目標値を踏まえて95%が目標

□ 本町の住宅の耐震化の目標

	現状の耐震化率	自然更新による耐震化率の見込	目標耐震化率	目標の達成に向けて（5年間）
住宅	55.5% (4,337棟)	61.8% (4,721棟)	95% (7,260棟)	約2,540棟の耐震化及び減災化が必要
特定建築物	71.2% (37棟)	73.1% (38棟)	95% (49棟)	11棟の耐震化及び減災化が必要
公共建築物	83.2% (79,839㎡)	88.2% (84,672㎡)	95% (91,200㎡)	6,528㎡の耐震化及び減災化が必要

（ ）内は、耐震性のある住宅・特定建築物棟数、及び公共建築物延床面積

第4章 耐震化を促進するための総合的な取り組み

□ 基本的な取り組み方針

公助	自助
本町が行う助成や制度整備	「自分の生命・財産は自分で守る」という町民意識の醸成

□ 耐震化を図るための支援策の概要

従来から実施	
・ 木造住宅耐震診断派遣者事業	木造住宅の耐震診断
・ 木造住宅耐震改修補助事業	木造住宅の耐震改修
・ 住宅新築改修等補助事業	住宅新築改修等

□ 地震時の総合的な安全対策

地震時の総合的な安全対策として	
・ 天井等の非構造部材の脱落対策の普及徹底	・ 外壁等の落下防止対策の周知
・ エレベーターの防災対策改修の周知	・ 家具の転倒防止対策の普及・啓発
・ ブロック塀等の倒壊防止の普及・啓発	・ がけ・擁壁の安全対策の実施

□ 優先的に耐震化に着手すべき建築物

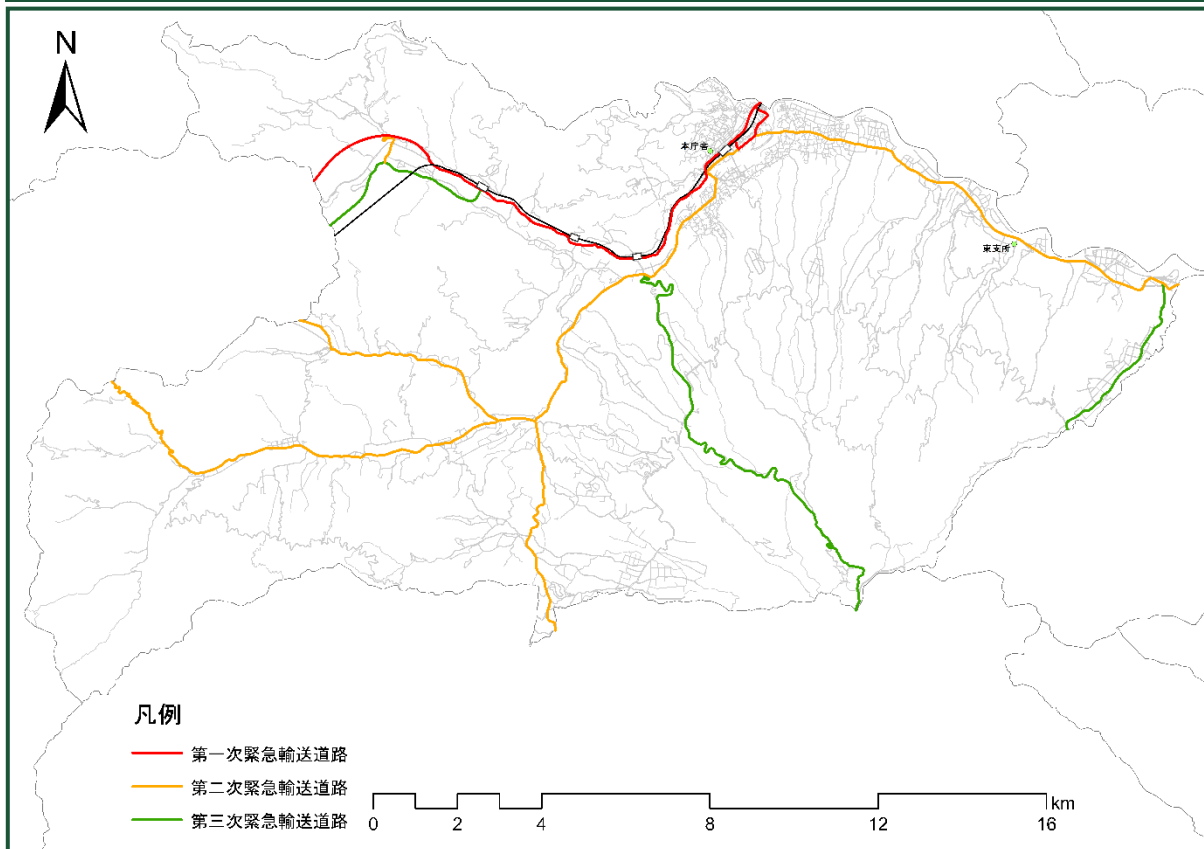
優先的に耐震化に着手すべき建築物は、耐震性能が低い次のもの

- ・ 地震が発生した場合において
 - ① 災害応急対策の拠点となるもの
 - ② 避難所となるもの
 - ③ 医療活動の中心となるもの
 - ④ 防災上特に重要な建築物
- ・ 昭和56（1981）年5月31日以前に工事着手し建築された住宅
- ・ 耐震改修促進法に規定される特定建築物のうち、多数の者が利用する建築物

□ 重点的に耐震化すべき区域

重点的に耐震化すべき区域は、次のとおり

- ・ 緊急輸送道路の沿道
- ・ 住宅が密集している地区



県指定・町内の緊急輸送道路

・ 第一次緊急輸送道路	国道145号
・ 第二次緊急輸送道路	国道406号・主要地方道渋川 東吾妻線・主要地方道中之条東吾妻線・ 一般道伊香保村上線
・ 第三次緊急輸送道路	主要地方道高崎東吾妻線

□ 地震発生時に通行を確保すべき道路

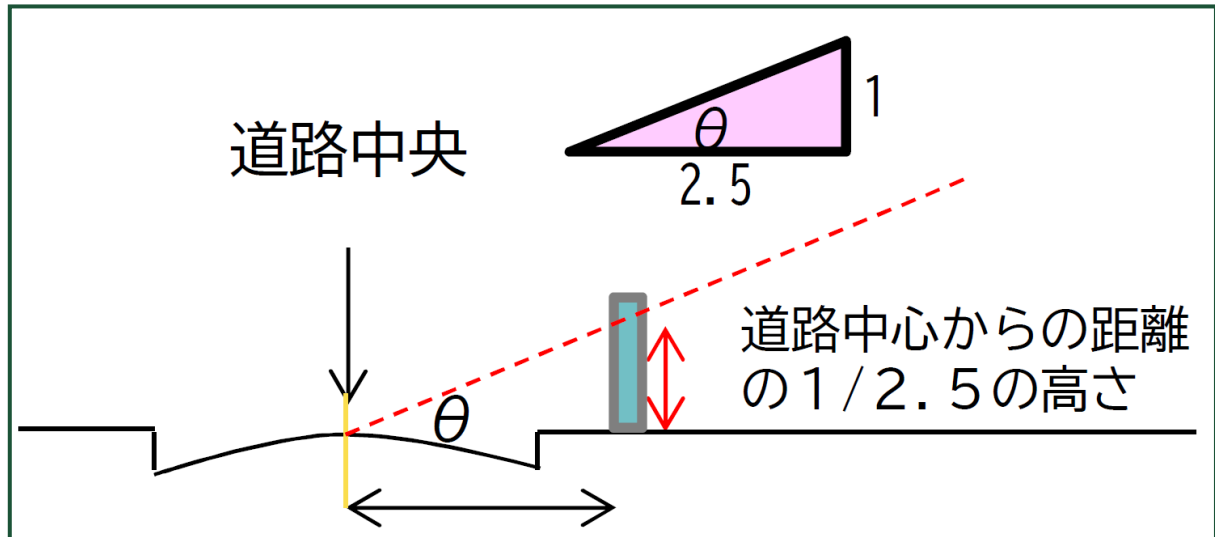
群馬県地域防災計画指定緊急輸送道路

災害時の拠点施設を連絡するほか、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から、通行を確保すべき道路に選定します。

□ 避難路沿道建築物附属ブロック塀等の耐震化

ブロック塀等の耐震化対象高さ 【出典】建築物の耐震改修促進に関する法律の概要・国土交通省)

避難路として指定する道路について、耐震化促進を検討します。



第5章 地震に対する安全性の向上に関する啓発等

□ 相談体制の整備・情報提供の充実

相談体制の整備・情報提供の充実	リフォームに合わせた耐震改修の誘導
<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口を設置 	<ul style="list-style-type: none"> 耐震改修を実施 (耐震改修は、建築物の構造部材の補強のために内装工事を伴うことが多い)

第6章 その他の促進に必要な事項

次の建築関係団体との協働を予定

<ul style="list-style-type: none"> 一般社団法人 群馬建築士会 一般社団法人 群馬県建築士事務所協会 一般社団法人 群馬県木造住宅産業協会 	<ul style="list-style-type: none"> 一般社団法人 群馬県建築構造設計事務所協会 一般社団法人 日本建築学会関東支部群馬支所 一般社団法人 群馬県木造住宅研究会
---	---

東吾妻町建設課 令和4年3月

〒377-0892
群馬県吾妻郡東吾妻町大字原町1046番地

TEL (0279) 68-2111
FAX (0279) 68-4900
E-mail info@town.higashiagatsuma.gunma.jp